

# JHIDA総合保険のご案内

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・動産総合保険・傷害保険)

保険期間 : 平成22年4月1日午後4時～平成23年4月1日午後4時

申込締切日 : 平成22年3月19日(金)

加入依頼書提出先: 一般社団法人 日本補聴器販売店協会

補聴器販売業務を行われる方が、仕事の遂行(補聴器販売業務)に起因して生じた対人事故や仕事の終了後に仕事の結果に起因して生じた対人事故に対して、損害賠償請求を受けることがあります。このような事故について万が一の場合に備えていただくために、「JHIDA総合保険」をご案内させていただきました。またオプションで、仕事の遂行(眼鏡販売業務)に起因して生じた対人事故や仕事の終了後に仕事の結果に起因して生じた対人事故、設備什器・商品・現金・小切手に対する補償もご案内させていただきました。

## ご加入内容に関する大切なお知らせ

今回ご契約いただく普通傷害保険につきまして、補償内容や保険料に一部改定があります。

2010年1月1日始期以降のご契約より、保険法改正による約款等の改定があります。詳細は、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。また、2010年1月以降、保険会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)に改定内容を掲載いたしますので、あわせてご確認下さい。

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

# 保険の内容

今回ご案内するJHIDA総合保険は、以下の4つの保険を組み合わせたものです。補聴器に関する賠償責任および眼鏡に関する賠償責任は、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に対象になります。

## 1. 施設賠償責任保険(基本補償:補聴器 オプション:眼鏡)

補聴器販売業務の遂行に起因する事故により他人の身体に障害が生じた場合について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

## 2. 生産物賠償責任保険(基本補償:補聴器 オプション:眼鏡)

補聴器販売業務の終了、引渡し後、業務の結果に起因する事故により他人の身体に障害が生じた場合について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。日本国外の裁判所に損害賠償請求がなされた場合は対象になりません。

## 3. 動産総合保険(オプション)

設備・什器、商品となる補聴器・眼鏡ならびに現金・小切手を対象とし、免責条項(保険金をお支払できない場合)に該当する場合を除き、日本国内にある間に生じた不測かつ突発的な事故によりそのものに直接生じた損害を補償します。

## 4. 傷害保険(オプション)

交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故による色々なケガから、海外旅行中のケガまで補償します。また入院・通院1日目から保険金をお支払いいたします。

## 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険:基本補償<補聴器>・オプション<眼鏡>

### お支払いの対象となる損害

被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします(基本リスクのみのご契約の場合は【補聴器販売】における以下賠償金および費用のみが対象となります)。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては予め引受保険会社の承認が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
③ 緊急措置費用	被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等に要した費用
④ 損害防止軽減費用	被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使のために支出した費用および損害防止軽減のために必要または有益な費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

\* 上記①～⑤の賠償金および費用については、合算額が1回の事故につき免責金額を超過する場合に限り、その超過額をご契約された支払限度額を限度にお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険—共通

- ①石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故についての賠償責任
- ②医療行為等法令により有資格者以外行うことが禁じられている行為に起因する賠償責任
- ③保険契約者、被保険者の故意
- ④戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ⑥被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った対人事故に起因する賠償責任
- ⑦核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物に起因する損害
- ⑧医師が行うのでなければ人体に危害を生じるおそれがある行為、薬剤の調整・投与・販売、はり・きゅう・あんま・マッサージ、指圧、柔道整復等、医療関係の資格者が行う業務に起因する賠償責任 等

### 2. 施設賠償責任保険

- ①施設の工事に起因する損害
- ②被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利(所有権等)を有するものに対し負担する賠償責任(被保険者が他人から借りたり預かったりした物を壊した場合等がこれに該当します。)
- ③航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両(自転車等人力によるものを除きます。)、動物による損害 等

## 用語解説

【被保険者】	: 保険の補償を受けられる方。
【支払限度額】	: 保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
【免責金額】	: 事故発生の際に被保険者に自己負担いただく金額をいいます。
【事故】	: 事故とは基本補償における「対人事故」をいい、具体的には他人の身体または生命を害したことをいいます。

### 3. 生産物賠償責任保険

- ①生産物・仕事の目的物自体の修理費用や使用不能損害に関する賠償責任
- ②故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または提供した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ③事故の拡大または発生を防止するための回収措置等を講じるために要した費用を負担したことによる損害 等

### 動産総合保険(オプション)

#### お支払いの対象となる損害

社員(被保険者)の皆様が所有し、加入依頼書記載の店舗内において、営業活動の為に使用する事務機器、商品陳列棚、その他の業務用機器などの営業用設備・什器、商品(補聴器)、商品(眼鏡)、事業用現金・小切手のうちご加入時に選択いただいたものを対象として、保険金をお支払できない場合(免責事由)に該当する場合を除き、登録店舗建物内で発生した火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災、盗難、煙害、給配水管の事故による水濡れ、その他不測かつ突発的な事故などによりその物に直接生じた損害を補償します。

① 損害保険金	<p>保険の対象(ご契約の対象となる動産)について直接発生した損害について保険金をお支払します。お支払する損害保険金は、時価額に基づき算定します。</p> <p>※現金については、加入者証記載の店舗・事務所内に保管中の場合の損害を補償します。営業時間外は店舗・事務所内の施錠された金庫(耐火定置式のもの。手提げ金庫は含みません。)内に保管されたもののみ対象です。</p>
② 残存物取り片づけ費用保険金	<p>損害保険金がお支払される場合に、保険の対象(ご契約の対象となる動産)の残存物の取り片づけ費用をお支払いたします。</p> <p>残存物取片づけ費用保険金限度額＝損害保険金×10%</p> <p>※残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計金額が保険金額(ご契約金額)を超過する場合にもお支払します。</p>
③ 損害防止費用	<p>保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払します。</p> <p>ただし、保険金額(ご契約金額)または時価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払します。</p>
④ 権利保全費用	<p>保険会社が保険金をお支払するのと引き換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払します。</p>

※臨時費用保険金不担保特約が付帯されるため、普通約款記載の臨時費用保険金はお支払いいたしません。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ①お支払いする損害保険金は、時価額に基づき算定します。
- ②お支払いする損害保険金は、保険金額(ご契約金額)を限度とします。(ただし、保険金額(ご契約金額)が時価額を超える場合は、時価額を限度とします。)

＜お支払いする損害保険金＞

全損(全部損害)の場合・・・時価額もしくは保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額をお支払します。

分損(一部損害)の場合・・・通常の修理費用を損害額とします。なお、保険金額(ご契約金額)が時価額に満たない場合は以下の計算式により損害金を算出します。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{時価額}}$$

【時価額】  
同等のものを新たに作成または購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

**保険金額(ご契約金額)が時価額より低い場合はお支払いする損害保険金が削減される場合があります。保険金額(ご契約金額)は時価額いっぱい設定してください。**

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重過失または法令違反によって生じた損害
- ②戦争・変乱、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物の有害な特性に起因する損害
- ③保険の対象自体に内在する欠陥(かし)による損害
- ④自然の消耗、かび、さび、変質、変色、虫食い・ねずみ食い
- ⑤置き忘れ、紛失、万引き
- ⑥詐欺、横領
- ⑦地震、噴火、またはこれらによる津波
- ⑧電氣的・機械的の事故(火災や爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合はお支払いいたしません。)
- ⑨保険の対象である動産に対する修理・清掃、解体、備付、組立等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害(火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金をお支払いします)
- ⑩台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等の水災に起因する損害
- ⑪使用人等の不正行為によって生じた損害
- ⑫単なる外観の損害であって保険の対象の機能に支障をきたさないもの(これらの損害が他の損害と同時に派生した場合は保険金をお支払します。)
- ⑬ブラウン管、電球などの管球類または液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに単独で生じた損害
- ⑭受渡しの誤り、勘定違い等により生じた保険の対象の不足損害(現金の場合)
- ⑮事故手形の支払拒絶のため、振出人または引受人が銀行取引を停止されたことによる損害(小切手の場合) 等

## 普通傷害保険(オプション)

### お支払いの対象となる損害

(主に下記のような場合に保険金をお支払します。)

この保険は、保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(保険の対象となる方)がケガ※1をされたときに保険金をお支払します。

※1 上記ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。但し、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

家庭内でのケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ



仕事中のケガ



交通乗用具※にはねられたときのケガ



駅の改札口に入ってから出るまでのケガ



道路通行中の建造物の倒壊や建造物からの物の落下によるケガ



建物または交通乗用具※の火災でのケガ



※交通乗用具とは自動車、電車、航空機、船舶などをいいます。(身体障害者用の車いすも含みます。)  
詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

<保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の内容」をご覧ください。>

## 保険契約のお引受条件

### ◎基本補償・眼鏡オプション補償共通(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

【保険期間】 平成22年4月1日午後4時～平成23年4月1日午後4時

【支払限度額・免責金額】

施設賠償責任保険		生産物賠償責任保険	
支払限度額	免責金額	支払限度額	免責金額
1名につき 1請求につき	1請求につき	1名につき 1請求につき (保険期間中)	1請求につき
1億円	1万円	1億円	1万円

※対人賠償のみのお引受であり、他人の財物の損壊に対しての賠償責任に対する補償は提供していません。

※費用内枠特約条項・損害賠償請求ベース特約条項・保険料不精算特約条項を付帯しています。

- ・費用内枠特約条項とは・・・支払限度額の外枠でお支払対象とされる普通保険約款2条の費用(争訟費用等)を内枠払いとする特約です。
- ・損害賠償請求ベース特約条項とは・・・損害賠償請求が保険期間中に提起された場合に保険金をお支払する特約です。
- ・保険料不精算特約条項とは・・・保険期間中の売上高による精算は原則行わない特約です。

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した年間売上高に基づいて保険料を算出し、保険期間中の売上高による精算は行わない特約です。なお、ご申告いただいた年間売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますので、ご注意ください。

## ○動産総合保険(オプション)

※商品(眼鏡)をお申込の際は、眼鏡に関する賠償責任保険も併せてお申し込み下さい。

設備什器	商品(補聴器)	現金	小切手	商品(眼鏡)
1口 100万円	1口 100万円 ※商品輸送中 1口 100万円	1口 10万円	1口 10万円	1口 100万円 ※商品輸送中 1口 100万円
免責金額はございません				免責 1万円

- ・自動車・航空機・船舶(ボート類を含みます)、有価証券・乗車船券・商品券・プリペイドカード・その他金券類、1個または1組の価格が30万円以上の美術品・骨董品・宝石・宝玉・貴金属類はこの保険の対象に含まれません。
- ・保険金額(ご契約金額)は保険の対象となる動産の時価額に基づいてお決めください。保険金額(ご契約金額)が保険の対象(ご契約の対象となる動産)の時価額を超過する場合、超過部分は無効となります。
- ・設備什器、現金・小切手に関しましては、保管中のみの補償としております。
- ・商品につきましては、万引危険免責特約、商品・在庫品包括契約(巡回販売不担保)特約が付帯されています。
- ・その他、付帯されている特約はご加入後送付いたします加入者証をご確認ください。

## ○普通傷害保険(オプション)

パターン1

保険金額	死亡・後遺障害	3000万円
	入院保険金日額	15000円
	通院保険金日額	10000円

パターン2

保険金額	死亡・後遺障害	1000万円
	入院保険金日額	15000円
	通院保険金日額	10000円

※ご加入者が全体で5名に満たない場合はお引受することができないため、ご返金をさせていただきます。予めご了承下さい。

### 《 本人として加入できる方の範囲 》

一般社団法人 日本補聴器販売店協会社員(会員)の役員・従業員(団体の構成員)

- 以下コード一覧の職業・職務のコードは「加入依頼書」ご記載の際にご参照下さい。

職業・職務			
010	事務職	020	営業職

【ご注意】

左記以外の職業・職務の場合はご加入できません。

## 加入対象者

一般社団法人 日本補聴器販売店協会の社員(会員)の皆様 に限ります。

## 加入方法

- **募集締切日** 平成22年3月19日(金)
- 加入依頼書の送付先 : 「JHIDA総合保険」加入依頼書に必要事項をご記入の上返信用封筒にてご送付ください。
- **保険料の振込締切日** 平成22年3月19日(金)
- 保険料振込先 ゆうちょ銀行 (口座番号)00140-9 539996  
(名義)JHIDA総合保険

## もし事故が起きたときは

### <賠償責任保険の場合>

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。事故発生のご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

### <動産総合保険の場合>

この保険で補償される事故が生じた場合はすみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害場合は、所轄警察署の証明書またはこれに変わるべき書類をご提出いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります)。なお、保険金の請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●現金等の請求の場合は帳簿その他の証拠類により客観的に損害額を証明する資料を提出いただきます。

●保険の目的が盗取された場合は、すみやかに所轄警察署に届けてください。

### <普通傷害保険の場合>

①事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

③ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

## ご契約の際のご注意

### <告知義務>…賠償責任保険の場合

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### <告知義務>…動産総合保険の場合

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### <告知義務およびご加入の際のご注意>…普通傷害保険の場合

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください)。

●被保険者(保険の対象となる方)ご本人のお仕事の内容

●他の保険契約等(\*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

(\*)「保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、所属についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。

②死亡保険金受取人の指定:死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

③ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

### <通知義務>…賠償責任保険の場合

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知義務)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### <通知義務>…動産総合保険の場合

ご加入の後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し保険金をお支払いできないことがあります。

・保険の対象の保管場所の構造を変更した場合

・保険の対象の主たる保管場所を変更した場合

ご加入の住所などを変更される場合にも取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

### <通知義務およびご加入後のご注意>…普通傷害保険の場合

①ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

②通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)

・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください)。

・被保険者(保険の対象となる方)ご本人のお仕事の内容(\*)

(\*)普通傷害保険においては、下記のお仕事に変更となる場合には、弊社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

③ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

### <保険金の分担(賠償責任保険、動産総合保険)>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次の通り保険金をお支払します。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払します。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引きた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払します。

### <加入者証>

ご加入後、1ヶ月経過しても加入者証が届かない場合は、団体窓口にご照会ください。

## 補償の内容

団体契約用  
(保険期間1年)

### ■普通傷害保険

被保険者(保険の対象となる方)が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 注:すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 注:保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 注:入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ(※)
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	●核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの等 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ等
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 注:入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	(※)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、以下のような急激性、偶然性、外来性を各ケースについては、保険金お支払の対象となりませんのでご注意ください。

・職業病・テニス肩 等

#### 〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。尚、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

#### 〈先取特権について〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険に関するものを除きます。)について、先取特権を有することとなります。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額を限度に保険金を請求できますが、保険金をお支払できるのは次の場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償として弁済を行なっている場合、
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### 〈代理店の業務〉

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

#### 〈保険金額(動産総合保険)〉

保険金のお支払が何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期まで有効です。損害保険金が保険金額(保険金額が保険価格を超えるときは保険金額)に相当する額となった場合は契約は損害発生時に終了します。(保険の対象が商品(商品・在庫品包括契約特約付帯)のときは、この場合であっても保険契約は終了しません。)

**賠償責任保険において示談交渉サービスは行いません。**

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

この保険は、一般社団法人日本補聴器販売店協会を契約者とし、一般社団法人日本補聴器販売店協会の社員を被保険者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・動産総合保険および普通傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は原則として一般社団法人日本補聴器販売店協会が有します。このパンフレットは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・動産総合保険・普通傷害保険の概要をご説明したものです。詳しくは、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります約款によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。